

○神戸市ふれあいのまちづくり条例

平成 2 年 3 月 31 日

条例第 40 号

最終改正 令和元年 7 月 11 日 条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び活動、神戸市立地域福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理その他ふれあいのまちづくり事業に関し必要な事項を定めることにより、地域福祉活動の推進を図り、もって神戸市民の福祉をまもる条例（昭和 52 年 1 月 条例第 62 号）の理念の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「ふれあいのまちづくり事業」とは、すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、市、事業者及び市民が協力して、地域福祉の向上を目指し、各種の福祉活動、交流活動等を展開することをいう。

(協議会)

第 3 条 協議会は、地域福祉の向上を図るため、地域の福祉関係団体及び公共的団体の代表者並びに地域の住民により自主的に組織するものとする。

2 協議会は、センターその他の施設を活用し、地域福祉活動を実施するものとする。この場合において、市長は、協議会に対し必要な援助をすることができる。

(センターの設置)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、ふれあいのまちづくり事業の拠点としてセンターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(入館の制限等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者

- (3) 他人に危害を及ぼし，又は他人の迷惑になるおそれのある物又は動物を携帯する者
- (4) 施設を損傷し，又は滅失させるおそれのある者
- (5) センターの管理上支障があると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか，その利用が不相当と認められる者
(センターの管理)

第6条 市長は，第1条の目的が効果的に達成されるようセンターを管理しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長は，次に掲げるセンターの管理に関する業務をセンターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) センターの利用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか，市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとするものは，事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は，指定管理者の指定をし，又はその指定を取り消したときは，その旨を告示するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条及び前条の規定の適用については，第5条中「市長」とあるのは「第7条第1項に規定する指定管理者」と，前条中「市長」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第8条 センターの休館日，開館時間及び供用を開始する日その他この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

この条例は，規則で定める日から施行する。

—以下省略—